

**都市計画の案についての意見**

&lt;この書式を使わずに提出しても有効です&gt;

以下の記入事項は、意見要旨のとりまとめ以外の目的では使用しません。また、意見受理後は適正に管理し情報漏えい、滅失又はき損の防止等に努めます。

都市計画の案の名称	江田島都市計画用途地域の変更 (小用三丁目ウシイシ地区埋立地 用途地域について)
提出者氏名または団体名	
住所地または所在地の場所	
計画案との利害関係の記入欄：( )	
記入欄に書かず、☑(チェック)をつけていただいても結構です。 複数の記入も可能です。	<input type="checkbox"/> 計画区域内で居住している <input type="checkbox"/> 計画区域周辺で居住している <input type="checkbox"/> 計画区域内の土地や建物を所有している <input type="checkbox"/> 計画区域内の土地や建物を使用している(または)取引にかかわっている <input type="checkbox"/> 計画区域内で事業をしている(または)勤務している <input type="checkbox"/> 計画施設を利用している(または)利用することになる

**意見欄**

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

次項につづく場合はチェックしてください     次項につづく

意見提出日	令和    年    月    日
-------	-------------------

この案について、ご意見のある方は、意見、住所、氏名などを記載した書面(意見書)を持参又は郵送してください。FAX、電子メールで提出することはお断りしています。

- (1) 意見書を提出できる方は、市内に住所がある方(法人を含む)、利害関係がある方です。
- (2) 意見の提出先 〒737-2297 江田島市大柿町大原 505 番地 江田島市都市整備課 あて
- (3) 意見の提出は、縦覧期間内に行うことができます。  
郵送の場合は、縦覧最終日の消印をもって有効とします。
- (4) 都市計画決定を行う際は、都市計画審議会の議決を経ることとされています。  
提出された意見は、要旨をまとめ江田島市都市計画審議会へ提出します。

(続き)

次項につづく場合はチェックしてください  次項につづく